

# Topic 28

## 米国ニューヨーク州の BCP (その 1)

- 1) こんなところです
  - 2) ニューヨーク州の VCP→BCP
- 

お疲れ様です。環境メルマの佐藤です。今週はニューヨーク州にスポットを当ててブラウンフィールド再開発をみてみます。

### 1) こんなところです

ニューヨーク州は、五大湖の 1 つであるオンタリオ湖の東に位置しています。総人口は約 2000 万弱、人口密度は 135 人/km<sup>2</sup>。1788 年 7 月 26 日、11 番目に米国へ加入しました。日本の町を歩いていると「I Love N.Y.」なんて書いてあるTシャツやステッカーをよく見かけますが、これはニューヨーク州の州歌のタイトルなのです。実際、ニューヨークをこよなく愛している人、魅力を感じている人は多いのではないのでしょうか。

州都はハドソン川に臨むオールバニー市。元々はニューヨーク市が州都だったのですが 18 世紀後半に移転したようです。

「ニューヨーク」というと、自由の女神、ウォールストリート、セントラルパーク、タイムズスクエアなどニューヨーク市のマンハッタン、特に映画に出てくるような風景を思い浮かべがちです。確かに金融・経済の中心地であり、大都会の色が強いイメージがありますね。でもその一方で、この州は米国トップクラスの農業の中心地でもあるのです。例えば、乳製品、りんご、じゃがいも、玉ねぎ、メープルシロップなどの生産が盛んで、特にキャベツの生産量は米国トップ。オンタリオ湖の南岸にはフルーツ栽培に適した土壌が広がり、さくらんぼ、桃、洋ナシ、スモモなどが栽培されています。また、ニューヨーク州はぶどう酒の製造も大変盛んです。米国内でぶどう・ぶどう酒といえば、カリフォルニアがとても有名ですが、今ではカリフォルニア州について第 2 位の生産量を誇っています。

経済・文化・スポーツ面において、エネルギッシュで、華やかで、ちょっと忙しいイメージをもつニューヨーク。でも、それはあくまでほんの一部であり、大地に根付いた小さなコミュニティーの暮らしがここにもしっかりある、そんな多面性をもつ州です。

### 2) ニューヨーク州の BCP

本州では 1994 年に VCP が、また 1996 年に公的機関が所有するサイトを対象に金銭的支援をおこなうプログラムが制定されています。

連邦のブラウンフィールド法が制定された翌年の 2003 年 10 月には、ニューヨーク州知事が

USEPA のブラウンフィールドプログラムの進展に敏速に対応し、州のスーパーファンドプログラム関連州法を修正しました。それに伴い、州のスーパーファンドプログラムは資金的な部分も含めて新たに作り直され、①ブラウンフィールド再開発専門のプランニングプログラム、②自治体の環境改善プログラム、③ブラウンフィールド クリーンアップ プログラム (BCP) が展開されています。これによってニューヨーク州におけるブラウンフィールド再開発に拍車がかかりました。

BCP の設置により、VCP は廃止されるかたちとなりました。既に VCP に登録されていたサイトは、浄化を完了まで継続して VCP を利用することも可能ですし、BCP へ登録変更するというオプションも選択できます。では、BCP についていくつかご紹介しましょう。

1. BCP では将来の土地利用方法を以下の 4 つの場合にわけ、浄化する方法あるいは浄化目標を設定することになっています。
  - ・ その 1 : どのような目的で利用してもよい土地。
  - ・ その 2 : 商業地や工業地等に利用が限られる土地。ただし、浄化目標を定める際に「汎用的な表」を利用する。
  - ・ その 3 : 商業地や工業地等に利用が限られる土地。ただし、サイト固有の条件を考慮して浄化目標を定める。
  - ・ その 4 : 商業地や工業地等に利用が限られる土地。ただし、サイト固有の条件と州の指導を考慮して浄化目標を定める。

かつての VCP では、その 1 とその 4 が使われていましたが、BCP になってその 2 とその 3 が加わりました。そのところは「汎用表 (generic table)」にあるのですが、じつはこの表まででき上がっていないため、その 1 とその 4 の 2 つで運用がなされているようです。ちなみに、その 1 では原則、汚染土壌は除去されるか、きれいにされなければなりませんし、地下水の利用制限や Institutional Controls を対策内容に組み込むことはできません。一方、その 4 については、Institutional Controls を含めて浄化シナリオをつくっても OK です。

浄化の目的は、あくまでも人の健康と生活環境の保護。ですから、BCP における土壌浄化目標を決める際には州の環境保護局と厚生局とが協力することになっています。汚染が対象サイト周辺へ広がっている場合は、汚染責任者が必要な浄化対策実施の責任をとりまします。

## 2. BCP を活用しているサイトの数

BCP がスタートした 2003 年 10 月から 2004 年 7 月のあいだに 34 サイトについて登録申し込みがありました。また、2004 年 7 月までに認められた VCP のサイト数は 588、そのうち BCP に乗り換えたのが 81 サイトあるとのこと。なお、これらのサイトにはスーパーファンド法の優先順位リストに出ているような重度の汚染があるサイトや、他の法律によって対応を求められているサイトは入っていません。

来週は引き続きニューヨーク州のブラウンフィールド再開発ツールについて、税控除のスキームを中心に見てみましょう。

Thanks God It's Friday!

Thanks God It's Brownfield!!

環境メルマ 佐藤 ([t.sato@ers-co.jp](mailto:t.sato@ers-co.jp))

---

坂野のつけたし ([banno@ers-co.jp](mailto:banno@ers-co.jp))

**Nickname** --「エンパイアステート(帝国の州、というところちょっとおどろおどろしいですか)」「エクセルシオール(さらに上へ!)の州」「ニッカボッカの州(この州の入植したオランダ人がはいていた)」

**事例紹介** –Glen Cove (グレンコーヴ) : ニューヨークシティから東へ 30kmくらいいったところにある港町 (coveは入り江のこと)。JPモルガンも居を構えたという美しい町ですが、1600年代中ごろから工業化が進められた地区もあり、20万㎡を超えるスーパーファンドサイトや60万㎡に及ぶブラウンフィールドサイトがウォーターフロントにあるという別の顔も持ち合わせています。1997年に5万ドルの助成金を得て行なわれた調査に始まり、まず手始めに、4,000㎡のブラウンフィールド再開発が行なわれ、材木置き場、自動車修理場、印刷工場のあったところが環境コンサルの会社になりました(実はこの場所には汚染はなかったようですが)。その後も、州や連邦などから20億円を超える助成金を呼びこんで、将来は観光客を呼びこむ施設やレストラン、ホテル・会議場、散歩道が整備されるようです。(参考:

[http://www.epa.gov/brownfields/pdf/ss\\_glenc.pdf](http://www.epa.gov/brownfields/pdf/ss_glenc.pdf))